

○所沢市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、指定給水装置工事事業者（上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定をした者をいう。）の指定の取消し等の違反行為に係る処分を明確にし、これらの措置の公平な運用に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

第2条 水道法第25条の11に規定する指定の取消し及び所沢市指定給水装置工事事業者規程（平成20年水道訓令第4号）第5条第1項の規定による指定の効力の停止等の処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

(処分基準の運用)

第3条 別表の適用に当たっては、別表に定める違反内容に応じて定めた処分内容を最も厳しい処分として運用する。

(委任)

第4条 この基準に定めるもののほか、処分基準の運用については管理者が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の所沢市水道部指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準の規定は、この基準の施行の日以後の違反行為について適用し、同日前の違反行為については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

違反行為に係る処分基準表

違反項目	違反内容	処分内容	関係法令
指定要件違反 (水道法第25条の11第1項第1号該当)	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	水道法第25条の3第1項第1号 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第21条
	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	水道法第25条の3第1項第2号 水道法施行規則第20条
	成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものであるとき。	指定取消し	水道法第25条の3第1項第3号イ
	水道法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	水道法第25条の3第1項第3号ロ
	指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	水道法第25条の3第1項第3号ハ
	業務に無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し 又は指定停止6月以下	水道法第25条の3第1項第3号ニ 所沢市水道事業給水条例第5条及び第7条
	関係し不正又はは不誠実 道路占用・掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下	
	正 又 は 不 誠 実 施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下	
は 不 誠 実 施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下		
実 研修機会の確保をしなかつ	文書注意		

	な	たとき。		
	行	文書注意に従わないとき。	文書警告	
	為	文書警告に従わないとき。	指定停止3月	
	を		以下	
	し	管理者の承認を受けないで	指定停止6月	
	た	工事を施行したとき。	以下	
と	工事完成後管理者の検査を	指定停止6月		
	受けなかったとき。	以下		
	その他不正又は不誠実な行	指定取消し		
き。	為をしたとき。	又は指定停		
		止6月以下		
給水装置工事	給水装置工事主任技術者の選任	指定取消し	水道法第25条の4第2項	
主任技術者選	又は解任の届出をしないとき。			
任等義務違反	給水装置工事主任技術者が2以	指定停止3月	水道法第25条の4第1項	
(水道法第	上の事業所に選任され、その職	以下		
25条の11第1	務に支障があるとき。			
項第2号該				
当)				
届出義務違反	事業所の名称及び所在地等の変	指定取消し	水道法第25条の7	
(水道法第	更届を提出しないとき又は虚偽		水道法施行規則第34条及び第	
25条の11第1	の届出をしたとき。		35条	
項第3号該	休止届、廃止届、再開届の届出	指定取消し	所沢市指定給水装置工事事業者	
当)	をしないとき又は虚偽の届出を		規程第6条及び第7条	
	したとき。			
	管理者の定めるところにより指	指定取消し		
	定給水装置工事事業者証を返納			
	せず、又は提出しないとき。			
事業の運営基	給水装置工事ごとに給水装置工	口頭指導	水道法第25条の8	
準違反(水道	事主任技術者を指名しなかった		水道法施行規則第36条第1号	
法第25条の	とき。			
11第1項第4	配水管から分岐して給水管を設	指定停止1月	水道法第25条の8	

号該当)	ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、又はその者に該当工事に従事する他の者の実施を監督させないとき。	以下	水道法施行規則第36条第2号
	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定取消し 又は指定停止6月以下	水道法第25条の8 水道法施行規則第36条第3号 所沢市水道事業給水条例第7条の2
	水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定取消し 又は指定停止6月以下	水道法第25条の8 水道法施行規則第36条第5号イ
	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定取消し 又は指定停止3月以下	水道法第25条の8 水道法施行規則第36条第5号ロ
	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定取消し 又は指定停止3月以下	水道法第25条の8 水道法施行規則第36条第6号
工事施行に関する義務違反（水道法第25条の11第1	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定取消し 又は指定停止3月以下	水道法第25条の9

項第5号、第6号及び第7号 該当)	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定取消し 又は指定停止3月以下
	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	指定取消し 又は指定停止6月以下
不正申請（水道法第25条の11第1項第8号該当）	不正の手段により指定給水装置工事事業者の指定を受けたとき。	指定取消し